

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

資料番号	11	担当課	障がい福祉課		
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	17	不利益処分の種類	障害児福祉手当の受給資格の喪失
(根拠規定)					
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件)					
第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。					
一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。					
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。					
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第十七条第一号の政令で定める給付)					
第六条 法第十七条第一号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第一条の二各号に掲げる給付とする。					
(法第三条第三項第二号の政令で定める給付)					
第一条の二 法第三条第三項第二号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。					
一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく障害基礎年金					
一の二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「法律第三十四号」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金					
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金					
三 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金					
四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金					
五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金					

六 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害を支給事由とするもの

七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償年金及び障害年金
八 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償年金

九 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設
- 二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設
- 四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 五 削除
- 六 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの
- 七 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所
- 八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設
- 九 医療法（昭和二十三年法律第百五号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの